（別紙）

NEDO　ウェブマガジン制作に係る仕様書作成等支援業務
仕様書

2020 年 1 月

目次

1. 件名 1
2. 目的 1
3. 業務実施期間 1
4. 調達指針 1
5. 業務概要 1
(1) プロジェクト計画 1
(2) 要望ヒアリング等の実施 1
(3) ウェブマガジン化に向けた企画 1
(4) ウェブマガジン調達仕様書作成支援 1
(5) ウェブマガジン制作時のプロジェクト管理等支援 1
(6) 報告書の作成 1
6. 業務内容詳細 2
(1) プロジェクト計画 2
(2) 要望ヒアリング等の実施 3
(3) ウェブマガジン化に向けた企画 3
(4) ウェブマガジン調達仕様書作成支援 3
(5) ウェブマガジン制作時のプロジェクト管理等支援 3
(6) 報告書の作成 3
(7) その他付帯する業務 3
7. 納入物及び納入期限 3
8. 納入場所 4
9. その他 4

1. 件名

NEDO ウェブマガジン制作に係る仕様書作成等支援業務

2. 目的

発注者は、発注者で実施している事業の概要、公募及び成果、イベントの開催案内及び報告、機構誌等のコンテンツを NEDO 公式ホームページ（以下「NEDO HP」という。）上で掲載している。しかし、NEDO HP 上のコンテンツが多く、目的のページまでの階層が深いこと、一部コンテンツは PDF ファイルや e-Book での提供となるため、タブレット等での閲覧が難しいなどの課題がある。

そのため、本業務では NEDO HP のコンテンツから、ウェブマガジンとして掲載するのが妥当なコンテンツを整理、選定を行い、ウェブマガジンのコンセプト等を決める企画を実施したうえで、実際に制作を行うウェブマガジン構築事業者を調達する際の仕様書作成支援、制作時のプロジェクト管理等の支援を行うことを目的とする。

3. 業務実施期間

契約締結日から 2020 年 12 月 28 日（月）

4. 調達指針

ウェブマガジンの調達仕様作成支援にあたっては、以下の点について留意すること。

(1) ウェブマガジンの構築はクラウド上で行うこと。

(2) ウェブマガジンの軽微な修正、簡易な記事の更新は発注者にて対応できる仕組みを導入すること。

(3) 公開する際の情報セキュリティは、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公表している情報セキュリティ等を遵守すること。

(4) レスポンシブデザインに対応すること。

5. 業務概要

(1) プロジェクト計画

(2) 要望ヒアリング等の実施

(3) ウェブマガジン化に向けた企画

(4) ウェブマガジン調達仕様書作成支援

(5) ウェブマガジン制作時のプロジェクト管理等支援

(6) 報告書の作成

年度毎の業務内容は「表 1 業務内容一覧」のとおり。

表 1 業務内容一覧

項番	業務概要	2019 年度	2020 年度
1	プロジェクト計画	○	
2	要望ヒアリング等の実施	○	
3	ウェブマガジン化に向けた企画		○
4	ウェブマガジン調達仕様作成支援		○

5	ウェブマガジン制作時のプロジェクト管理等支援		○
6	報告書の作成(中間報告書)	○	
	報告書の作成(完了報告書)		○

6. 業務内容詳細

(1) プロジェクト計画

① プロジェクト計画書の作成

受注者は、契約締結後 1 週間以内に本業務に係る「プロジェクト実施計画書(案)」を作成し、発注者へ提出し、その内容について発注者の了承を得ること。また、発注者の了承後、発注者の 3 営業日以内に了承済みの「プロジェクト実施計画書」を発注者に提出すること。受注者は「プロジェクト実施計画書」にて、進捗管理、課題管理等のプロジェクト管理を実施すること。

プロジェクト実施計画書には、以下の内容を含むこと。

1) 体制と役割

本業務を実施する体制として、プロジェクト全体責任者及び品質責任者(プロジェクト責任者との兼務不可)を設置すること。体制としてチームの役割等の作業分担、実施者の氏名等を記載した体制図及び秘密保持体制、品質管理体制を含むこと。

2) 作業内容

実施する作業内容、ウェブマガジン制作にあたってのスコープを含むこと。

3) スケジュール

スケジュールには、マイルストーンを定めること。マイルストーンごとに発注者の意思決定を行う場としての会議体を予定すること。

4) 進捗管理

進捗管理の方法、発注者との間の会議体の設定等を含むこと。進捗管理にはコミュニケーション方法等も含むこと。

5) 課題管理

本業務を実施する際に発生する課題に対して、課題内容、発生日、影響度、重要度、対応期限、担当者、対応策、対応状況、対応結果等を管理する方法を含むこと。課題管理においては、発注者へ報告を行い、了承を得たうえで対応するプロセスについても含むこと。

6) 変更管理

発注者または受注者が「プロジェクト実施計画書」または発注者の意思決定を行った事案に変更を要求する際に、その影響度、重要度等の分析、対策等について発注者と共有するためのプロセスを含む変更管理方法を示すこと。

7) その他

その他、本業務を行ううえで必要な内容を含むこと。

② プロジェクト管理

ウェブマガジンの仕様書作成支援業務にくわえ、ウェブマガジン構築事業者が決定した後は、構築に

係るプロジェクト管理支援を実施すること。

(2) 要望ヒアリング等の実施

発注者に対して要望ヒアリングを実施し、とりまとめること。

(3) ウェブマガジン化に向けた企画

NEDO HP にコンテンツとして掲載しているものに加え、将来的にウェブマガジンに掲載すべきコンテンツ等の検討及び「(2)要望ヒアリング等の実施」のヒアリング結果等からウェブマガジン化するための課題等をまとめること。また、コンテンツの更新等の運用面も加味したうえでワークフレームの作成し、2 案のウェブマガジン画面のデザイン案を作成し、これらを取りまとめた企画書を作成すること。

ウェブマガジンのコンテンツについては、ウェブマガジン用に既存のコンテンツを改修する際のアドバイスを行うこと。

(4) ウェブマガジン調達仕様書作成支援

受注者は「(3)ウェブマガジン化に向けた企画」で制作したワークフレーム、デザイン案をベースに、発注者が作成するウェブマガジン構築事業者を調達するための調達仕様書(案)を作成すること。また、発注者が調達仕様書を作成する際に、必要な情報等調査し、作成支援すること。

ウェブマガジンのリリース時期、リリース後の運用保守期間等についてどの程度の期間を設定すべきかについても情報を提示すること。

(5) ウェブマガジン制作時のプロジェクト管理等支援

発注者がウェブマガジン構築事業者を調達後、ウェブマガジン制作・構築に際して、プロジェクト管理等の支援を行うこと。支援に当たっては、発注者が調達したウェブマガジン構築事業者との打ち合わせに同席し、打ち合わせに必要な資料等がある場合は作成すること。

(6) 報告書の作成

実施した内容について、報告書を作成すること。報告書は中間報告書と完了報告書を作成することとし、中間報告書は 2020 年 3 月 31 日(火)に、完了報告書は 2021 年 12 月 28 日(月)に提出すること。

(7) その他付帯する業務

(1)から(6)に付帯する業務を実施すること。

7. 納入物及び納入期限

「表 2 納入物一覧」に示す納入物を納入すること。

表 2 納入物一覧

項番	納入物名	記載場所	納入期限
1	プロジェクト実施計画書	6.(1) ①	発注者了承後 3 営業日以内
2	ウェブマガジン化に向けた企画書	6.(3)	2020 年 5 月 8 日(金)
3	調達仕様書(案)	6.(4)	2020 年 6 月 19 日(金)
4	中間報告書	6.(6)	2020 年 3 月 31 日(火)
5	完了報告書	6.(6)	2020 年 12 月 28 日(月)

(1) 「表 2 納入物一覧」に記載のない検証結果や資料等も納入物として発注者に提出することも可とする。

(2) 「表 2 納入物一覧」に示す全ての納入物の電子媒体 1 部、紙媒体 1 部を納入すること。電子媒体の形

式は、Microsoft Office2013、Adobe PDF で扱える形式とし、特殊な形で納入する場合は、発注者に事前に相談すること。

(3) 全ての納入物は日本語で記述すること。ただし、固有名詞については日本語以外での記述も可とする。また、専門用語には説明を付すこととし、納入物でのみ使用する語句については定義を示すこと。

8. 納入場所

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー17 階
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 広報部

9. その他

(1) 受注者は、本業務の実施にあたりウェブマガジンもしくは雑誌等の編集実績を有すること。

(2) 本業務の実施にあたり、発注者の情報セキュリティ規程等に準拠すること。

(3) 本業務で作成される著作物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)及び所有権は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は著作物及びこれに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。

(4) 作成物に第三者が権利を有する既存著作物が含まれている場合は、受注者は当該既存著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行い、当該著作物の内容について発注者の了承を得ること。

(5) 本業務の支援を受け作成した調達仕様書で調達するウェブマガジンの制作・構築等業務については、「情報システムに係る政府調達の基本指針」(2007 年(平成 19 年度)3 月 1 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に従い、透明性、公平性の向上を図る観点から、受注者及びその関連事業者(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条に規定する「親会社」、「子会社」及び「関連会社」をいう。)は入札できないものとする。

(6) 本仕様書に記載のない事項または仕様について生じた疑義については、発注者と受注者で協議のうえ解決すること。

(7) 本業務の実施に際して、本仕様書及び受注者より 2020 年〇月〇日付で提出された提案書に基づき実施すること。